

## 島根大学 総合科学研究支援センター遺伝子機能解析部門利用手引

### 利用時間及び期間

#### 1. 利用時間

- (1) 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
- (2) 上記時間以外に部門を利用することが必要な場合には、事前に届け出ること。

#### 2. 利用停止期間

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 部門における保守点検等部門長が利用を停止した日
- (4) なお、利用停止期間に部門を利用することが必要な場合は、部門長の許可を得て利用することができる。

### 実験室等の利用

#### 1. 一般的注意

- (1) 実験に必要な消耗品は、利用者が準備すること。
- (2) 実験に必要な準備、実験後の整理、清掃、使用する試薬、器具等の保管は利用者の責任で行うこと。

#### 2. RI 実験施設

島根大学研究・学術情報機構総合科学研究支援センター遺伝子機能解析部門  
RI 実験施設放射線障害予防規則に従うこと。

#### 3. 組換えDNA (P1, P2, P3) 実験室

- (1) 組換えDNA実験を行うにあたっては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）及び島根大学組換えDNA実験安全管理規則（平成16年島根大学規則第82号。以下「安全管理規則」という。）をよく理解し、部門長及び部門教員の指示に従うこと。
- (2) 遺伝子組換え生物の取扱いにあたっては、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）に記載された各物理学的封じ込めレベルにおける実験実施要項及び安全管理規則第18条を理解し、厳守すること。
- (3) P2, P3実験室利用者は、退出時に組換えDNA実験作業記録簿に記入すること。

### 設備機器の使用

1. 部門の設備機器には管理担当者が定められている。使用にあたっては担当者から使用説明を受けた後に使用すること。
2. 部門HP上に予約表が設けられている機器を使用する場合はWeb予約を行う。また使用記録簿が設けられている機器については使用の都度、必要事項を記入すること。
3. 機器に不調の箇所がある場合には直ちに管理担当者に連絡し、不調のまま使用してはならない。
4. 利用者の重大な不注意によって機器を損傷又は不調にした場合には、その修理費等は、利用者の負担とする。
5. 部門の機器使用に伴う消耗品は、利用者の負担とする。
6. その他の消耗品は、原則として利用者が用意すること。

### 病原体を用いる実験

病原体を用いる実験を行う場合は微生物利用心得に従うこと。

### 機器の搬入

1. 利用者が部門棟に持ち込む機器類は、必要最小限のものとし、あらかじめ所定の機器

- 搬入許可申請書を提出し、部門長の承認を得ること。
- 搬入した物品には、使用者の氏名、所属、連絡先及び電話番号を明記しておくこと。

#### 機器の貸し出し

利用者が部門棟外に機器を持ち出して使用する場合は、あらかじめ所定の施設外使用申請書を提出し、部門長の承認を得ること。

#### 環境管理

##### 1. 汚染防止と清掃

利用者は、実験を行う場合の安全取扱いに関する責任が、利用者自身にあることを充分認識し、各実験室の使用上の注意を守ってR I、遺伝子組換え生物等による汚染防止に務めなければならない。汚染防止上、実験室の清潔整頓に、常に留意すること。特に、実験室の汚染が著しい場合には、利用の一定期間停止を求めることがある。

##### 2. 排水

排水は国立大学法人島根大学松江事業場実験系廃棄物及び排水に関する管理規則を遵守して行うこと。

揮発性物質又はダストの出るおそれのある実験は、すべてフード又は安全キャビネット内で行うこと。

##### 3. 部門棟内は、すべて禁煙とする。実験室内の飲食は禁止する。

##### 4. ごみは種類に応じて所定の場所に廃棄する。

#### 緊急事態発生の措置

##### 1. 緊急事態の通報

部門において、地震、火災その他の災害の発生又は、そのおそれのある事態（以下「危険事態」という。）を発見した場合は、直ちに付近にいる者にその旨を知らせるとともに部門職員、部門長及び放射線取扱主任者に次の各号の事項についての的確かつ迅速に通報しなければならない。

(1) 危険事態が発生した時刻及びその場所

(2) 事態の状況（災害等の内容、発生状況、拡大性の有無、死傷者の有無等）

(3) 通報者の所属、氏名

##### 2. 危険時の措置

利用者は、危険事態が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 火災に関しては通報を行うとともに、可能な限り初期消火に努める。

(2) R I 及び組換え体等による汚染に関しては、通報を行うとともに、拡大の防止に努める。

(3) その他、部門職員の指示に従って放射線障害や生物災害の発生の防止に努めなければならない。

#### 経費の負担

利用者は、実験室、部門保有機器等の使用に係る経費を負担すること。なお経費の算定基準は別に定める。

#### 利用終了及び研究成果発表の報告

利用者は、部門利用を終了したときは、速やかに利用報告書を提出すること。

#### 利用上の問題の処置

(1) 利用者が、部門利用にあたって、不便を感じたり、問題点が生じた場合は、部門の教員を通じて部門長に申し出るものとする。

(2) 部門長は、必要に応じて部門運営委員会で審議の上、改善を図るものとする。